



熊本県公報

第 1 2 2 1 3 号

平成 25 年 5 月 14 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示
- 公 告
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧…………… (団体支援課) 1
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 2
- 特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定した公
告…………… (管財課) 3
- 熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更… (農業技術課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (〃) 3
- 公共測量の終了…………… (監理課) 3
- 登 載 依 頼
- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会 (第 5 回) の開催… (企業局工務課) 4
- 熊本県防災会議熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本
県水防協議会の合同会議の開催…………… (危機管理防災課) 4
- 熊本県国民保護協議会の開催…………… (〃) 5

告 示

熊本県告示第 5 3 1 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 1 1 2 条第 1 項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成 25 年 5 月 14 日から 5 月 28 日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 25 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名 称	発起人の住所及び氏名	法第 1 1 3 条第 1 項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
滑石加入区	玉名市滑石 3 4 2 1 番地 3 村上 哲也 玉名市滑石 5 0 9 番地 榎本 直樹 玉名市滑石 3 3 1 8 番地 今村 幸治	滑石漁業協同組合	滑石漁業協同組合
大浜加入区	玉名市大浜町 3 8 1 7 番地 1 平川 清 玉名市大浜町 2 4 2 5 番地 藪父 信隆 玉名市大浜町 3 0 6 9 番地 2 藪父 功	大浜漁業協同組合	大浜漁業協同組合
横島加入区	玉名市横島町横島 6 5 6 0 番地 2 中尾 利秋 玉名市横島町横島 1 1 3 5 5 番地 島村 國昭	横島漁業協同組合	横島漁業協同組合

	玉名市横島町横島 1 7 5 3 番地 1 瀬口 道治		
河内加入区	熊本市西区河内町船津 1 0 4 3 番地 3 川崎 武克 熊本市西区河内町船津 9 8 2 番地 1 5 7 潮崎 武 熊本市西区河内町船津 1 1 8 1 番地 釘本 秋則	河内漁業協同組合	河内漁業協同組合
松尾加入区	熊本市西区松尾町上松尾 4 4 1 3 番地 牛嶋 重成 熊本市西区松尾町上松尾無番地 多森 稔 熊本市西区松尾町上松尾 4 4 4 8 番地 辻野 米喜	松尾漁業協同組合	松尾漁業協同組合
日奈久加入区	八代市日奈久浜町 8 3 番地 高木 和幸 八代市日奈久浜町 8 7 番地 田上 浩一 八代市日奈久浜町 1 0 8 番地 溝部 弘光	日奈久漁業協同組合	日奈久漁業協同組合
田浦加入区	葦北郡芦北町大字田浦町 5 7 0 番地 6 大丸 清光 葦北郡芦北町大字田浦町 7 1 番地 嶋浦 良一 葦北郡芦北町大字田浦町 3 7 0 番地 田中 末義	田浦漁業協同組合	田浦漁業協同組合
津奈木加入区	葦北郡津奈木町大字福浜 4 4 6 0 番地 2 福田 諭 葦北郡津奈木町大字福浜 3 5 1 8 番地 2 長浜 常雄 葦北郡津奈木町大字福浜 4 4 9 1 番地 福田 進一	津奈木漁業協同組合	津奈木漁業協同組合
島子加入区	天草市有明町大島子 2 8 1 7 番地 1 岡田 伸也 天草市有明町大島子 2 7 1 0 番地 3 号 3 川上 秋久 天草市有明町大島子 2 9 7 9 番地 3 村崎 佳任	島子漁業協同組合	島子漁業協同組合

公 告

熊本県公告第 2 8 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上 4 6 5 2 番 1 5 8 の一部
 2 6 2 . 6 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市北区清水東町 1 0 - 6 4
 比留間 秀幸

熊本県公告第 2 8 2 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称
委託番号 管委第 1 号
委託名 平成 2 5 ・ 2 6 ・ 2 7 年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課総務・管理班
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 9 0
- 3 落札者を決定した日
平成 2 5 年 3 月 1 3 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社総美
熊本市中央区渡鹿二丁目 1 1 番 1 7 号
- 5 落札金額
9 3 , 2 4 0 , 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 4 , 4 4 0 , 0 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県公告第 2 8 3 号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 0 号）第 3 条第 4 項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、熊本県農林水産部生産局農業技術課並びに各熊本県広域本部地域振興局及び熊本県県央広域本部熊本農政事務所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 8 4 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第 1 4 1 3 号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰 1 0 %	アルカリ分：5 5 . 0 可溶性苦土：1 0 . 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本硅砂鉱業 福岡県八女市納楚 7 2 2 番地の 3	平成 3 1 年 5 月 1 日
熊本県肥 第 1 4 1 4 号	炭酸カルシウム肥料	苦土石灰 1 0 %	アルカリ分：5 5 . 0 可溶性苦土：1 0 . 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本硅砂鉱業 福岡県八女市納楚 7 2 2 番地の 3	平成 3 1 年 5 月 2 7 日

熊本県公告第 2 8 5 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の

規定により水俣市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（①カラー撮影②写真地図作成）	平成24年6月22日から 平成25年3月29日まで	水俣市全域

登載依頼

熊本県企業局公告第4号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第5回）を次のとおり開催する。

平成25年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年5月29日（水）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル10階
くまもと県民交流館 パレアホール
- 3 議題
(1) 第4回の審議内容のまとめ
(2) 撤去工事等について
(3) 環境モニタリングについて
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局工務課
電話番号096-333-2602

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年5月14日

熊本県防災会議会長 蒲 島 郁 夫
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長 蒲 島 郁 夫
熊本県水防協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年5月23日（木）
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
(1) 審議事項
ア 平成25年度熊本県地域防災計画修正案について
イ 平成25年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
ウ 平成25年度熊本県水防計画修正案について
エ その他
(2) 梅雨期の見通し等について
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県知事公室危機管理防災課
(電話096-333-2115)

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年5月14日

熊本県国民保護協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年5月23日(木)
午後3時30分から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
(1) 議題
ア 熊本県国民保護計画の変更について
イ 平成24年度の取組み及び平成25年度の計画について
(2) 国民保護について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたいうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県知事公室危機管理防災課
(電話096-333-2112)